[1] 服装、頭髪等身なりについて

1. 通 学 服

本校では、スーツ型の標準服を定めています。入学式、卒業式、始業式、終業式、芸術祭 などのセレモニーには必ず着用となりますので、入学時に標準服を必ず購入してください。

私服を着用する場合は、**学習の場にふさわしいものを着用してください。他校の制服の着用**は禁止です。

「標準服〕

男子 … ジャケット、スラックス、白カッターシャツ

女子 … ジャケット、スカート、白カッターシャツまたはブラウス

「夏期略装〕

男子 … 上衣なし、白カッターシャツまたは白半袖シャツ、夏用ズボン

女子 … 上衣なし、白カッターシャツまたは白ブラウス、夏用スカート

2. 頭髪の染色、脱色、パーマ、化粧、装飾品(ピアス、ネックレス、指輪等)着用は禁止です。 違反があれば特別指導の対象となります。

3. 履物・カバン

通学靴 … 特に指定しませんが、高校生にふさわしいものを用いてください。 **安全のため、サンダル類は禁止**としています。

上履… 学校指定のスリッパとします。(必ず記名しておいてください)カバン… 特に指定しませんが、高校生にふさわしいものを用いてください。

4. レインウェア

雨の日の自転車の傘さし運転は、大変危険です。(大阪府道路交通規則で禁止されています。) 指定のレインウェアはありませんが、自転車通学をする生徒はレインウェアを着用してくだ さい。

5. 体 操 服

必ず本校指定のものを着用してください。

6. そ の 他

校章バッジは標準服の襟につけてください。

[2] 自転車通学について

1. 自転車通学の許可

自転車通学を希望する者は、全員許可されますが、次のルールを守ってください。

- (1)担任から配布される「通学許可ラベル」を、通学用の自転車に貼る。
- (2)ラベルは後輪泥よけのよく見える所にしっかり貼りつける。
- (3)自転車を乗り換えることが生じた場合は、学年自転車担当の先生より「許可ラベル」を受取り、貼りつける。
- (4)自転車は、決められた置場に順序よく置く。
- (5)鍵を必ずかける。チェーンとあわせた2重鍵にするのが望ましい。

2. 自転車通学についての注意

交通規則を厳守し、以下の注意をよく守って、安全に万全の注意をはらい、事故のないよう に登下校してください。

特に、1年生の4月、5月に事故が多発する傾向にあります。十分に注意してください。 また、三島高校は地域に密着した学校です。**登下校の際は、ルール・マナーを厳守し、常に** 「気遣い」「気配り」を忘れないようにしてください。

- (1)登校の際は、自転車通学者は南通用門を通ること(正門通行禁止)。
- (2)校内では、所定の駐車場に整頓しておき、必ず施錠すること。
- (3) 富田方面からの自転車通学者は、171 号線をさけて、自転車道→如是川堤道→学校南塀ぞいの道のルートで登下校すること。また、北西部より通学する生徒は、できる限り西門より入場しグランド北側駐輪場・テニスコート横駐輪場を利用すること。
- (4)多数で通行する場合は、道路いっぱいに広がって通行しないこと。
- (5)交通法規・マナーを守り、余裕をもって運転すること。
- (6)雨の日は、レインコートを着て運転すること。
- (7) 夜間は、ライトを必ずつけること。反射器材を備えておくこと。
- (8)ミュージック・プレーヤーなどを聴きながらの運転、携帯電話を使用しながらの運転はしないこと。危険の予知ができず大変危険であるうえ、大阪府道路交通規則で禁止されている行為です。
- (9)近年、大阪府下ではバイクや自転車での事故が激増しており、死傷者の数も年々ふえ続けている。本校の場合も周辺の交通事情が悪く、本校生の自転車事故も増加傾向にある。特に 1年の1学期に多発しているため十分注意すること。
- (10) 弱者優先の立場から、自転車による事故に対しても多額の賠償責任が科せられる。自転車を運転する限り、高校生といえども大きな責任を負うことを忘れず行動すること。

以上のことをよく守って、安全に登下校を行い、健康で楽しい学校生活を送ってください。 なお、**単車やミニバイクでの登下校(登下校だけでなく部活の際の移動など学校にかかわり のある行事には使用禁止)は厳禁**です。

[3] 懲戒規定について

非行その他学校生活における不適切事例の取扱いは、指導会議で取扱い、その指導処置原案を審議します。懲戒の対象となるのは以下の行為です。単車通学、飲酒、喫煙、喫煙同席、喫煙具・酒類所持、各種試験における不正行為、答案の改ざん、窃盗、故意による器物破損、教職員に対する暴行、暴言など。

〔4〕校内生活について

- 1. 通学·登下校
 - (1)生徒は**8時20分(予鈴)までに**登校して、ホーム・ルーム教室に入っていること。 8時25分より、授業を開始します。**遅刻が重なると、特別指導の対象となります。**
 - (2)欠席する場合は、始業前(8:00~8:25)に学校へ保護者が電話連絡すること。 (tel 072-682-5884)
 - (3)早退する場合は担任に届出ること。授業終了時までの無断早退、外出はできません。
 - (4)下校時刻は午後4時50分とします。顧問付添のない部活動なども時間内に終了して、必ず下校し、以後は学校に残らないこと。
 - (5)自転車通学と安全については、安全に万全の注意を払って、登下校してください。

2. アルバイト

原則は禁止です。ただし、家庭の経済的事情等でやむを得ない場合は、学業に妨げにならないことを条件に保護者の承諾をうけ、担任に申し出ること。